

事故報告書提出の流れ

事故発生

※サービス提供中に発生した事故

1. 必要な措置を講じる義務

- ・事業者は関係者への連絡等必要な措置を講じる。
- ・事業者側に責があり、利用者若しくはその家族が損害を被った場合は、その損害の賠償を速やかに行う。

2. 事故発生報告

- ・事業者は応急措置後、速やかに事故報告書「第1報」（様式1）を当該保険者へメールにて提出する。

3. 事故報告

- ・事業者は事故に対する対応、経過等について、事故発生より1ヶ月程度を目途に顛末を事故報告書「最終報告」（様式1）を当該保険者へメールにて提出する。

保険者に報告を行わなければならない場合

- ① その原因が事故（自傷行為など）又は他者（職員の過失や他の入所者の暴力など）によるもの若しくはその原因が不明であるもので、事業所（施設）の内外で発生した骨折、創傷などのサービス利用者の負傷又は死亡事故。
- ② 自然災害（風水害、地震等）、火災、交通事故により、サービス利用者の生命に重大な状況が発生した場合、又は発生の恐れがある場合
- ③ サービス利用者が行方不明となった場合
- ④ 職員の不祥事が発生した場合など（個人情報紛失等を含む）
- ⑤ 食中毒及び感染症など法令等により保健所への通報が義務つけられている場合は、関係法令により対応を行うとともに、事故報告書を準用し、